

境港管理組合の役務の調達で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う見込みがあるものについて、境港管理組合会計規則（昭和39年管理組合規則第1号）第112条の3第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月17日

境港管理組合
港湾管理委員会事務局長

- 1 調達する役務
境港クルーズ客船寄港時花壇プランター設置業務
- 2 業務内容
境港にクルーズ客船が寄港する際に、花を植栽したプランターを岸壁に設置（撤去含む）する業務。また、委託期間中は花壇プランターの保管及び管理を行う。
- 3 業務場所
 - (1) 昭和南1・2号岸壁
 - (2) 中野1号岸壁
 - (3) 外港1号、2号岸壁
 - (4) 竹内3・4号岸壁
- 4 調達の理由
クルーズ客船入港岸壁の環境美化を図り、乗客及び乗組員がより快適に過ごせる環境を提供することを目的とする。
- 5 契約予定時期
平成29年4月1日
- 6 委託期間
平成29年4月1日から11月30日まで
- 7 問合せ先（契約担当係）
鳥取県境港市大正町215
境港管理組合 港湾管理委員会 事務局 総務課
電話（0859-42-3706）